

## 農業経営継続補助金交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内の農業に従事する者が実施する持続的な経営発展に資する取組を推進するために、国の経営継続補助金事業（新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農業者の経営の継続を図るもの）において対象事業費の一部を上乗せして補助金を交付することについて、井川町財務規則（昭和41年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、農業者とは、法人又は個人農業経営者をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる農業者（以下「交付対象農業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 国の経営継続補助金の採択を受けた農業者
- (2) 法人においては、本社・本店が井川町内に所在すること。個人農業者においては、町内に住民登録をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、支援金の交付はしないものとする。

- (1) 町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう）の滞納のある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国の補助金残高の対象経費×1/2以内（上限100万円）

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 国の経営継続補助金申請書及び添付書類一式の写し
- (4) 国の経営継続補助事業採択通知書の写し

(5) 町税等の完納証明書

2 前項の規定による申請の行うことのできる期間は令和2年12月28日までとし、申請は交付対象事業者につき、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、農業経営継続補助金交付決定通知書(様式第3号)または、農業経営継続補助金交付却下通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付を決定した者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 国の経営継続補助金実績報告書及び添付書類一式の写し
- (3) 国の経営継続補助金確定通知の写し(通知が2月中までに通知されない場合は後日提出を可とする)
- (4) 請求書(様式第5号)

(不当利得の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対しては、交付した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に掲げるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行、令和3年3月31日を限りに、その効力を失う。